

姉川の堤防法面維持管理協定

第1条（目的）

本協定は、河川管理施設であり、地域の防災施設である河川の堤防が良好に維持管理され、その機能が適正に維持されるよう、姉川の管理者である滋賀県知事嘉田由紀子（以下「甲」という。）と長浜市曾根町（以下「乙」という。）が必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象区域）

本協定の対象とする区域は、県が「平成18年度第63-6号姉川みずべみらい再生工事」で伐採整備を行った、長浜市曾根町地先の姉川左岸の堤防法面で、別図に示す区域とする。（以下「区域」という。）

第3条（管理区分）

乙は、区域において、自生する竹木等の繁茂を抑えるため、竹木等の伐採や除草作業を行うとともに、散在性ゴミの収集処分を行い、良好な状況が出来るだけ長く保存出来るように努めるものとする。ただし、河川の機能を維持する上で、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りではない。

第4条（費用負担）

乙が行う維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、この協定は、乙が県の実施する補助金を請求することを妨げるものでない。

第5条（適用期間）

この協定の適用期間は、協定締結日から5年とする。以降については、甲乙協議のうえ、更新を行うこととする。

第6条（雑則）

この協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、誠実に履行するものとする。

平成20年11月 1日

甲 河川管理者 滋賀県知事
嘉田由紀子 印

乙 長浜市 曾根町自治会
自治会長 伊藤昭夫 印

